

京都市外国籍市民施策懇話会  
2009（平成21）年度報告書

2010（平成22）年3月  
京都市外国籍市民施策懇話会

# 目 次

1	会議開催状況	1
2	調査・審議内容	
	第1回会議	1
	第2回会議	2
	第3回会議	3
	第4回会議	5
3	提言	6
4	委員の意見	7
	資料	
	緊急申入れ書	11
	京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱	12
	京都市外国籍市民施策懇話会第6期委員名簿	13

## 1 会議開催状況

	日 時	場 所	内 容
第 1 回 会議	平成 21 年 7 月 3 日（金） 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・外国籍市民施策懇話会のこ れまでの総括と今後のあり 方について
第 2 回 会議	平成 21 年 9 月 14 日（月） 午後 2 時から午後 5 時まで	職員会館か もがわ	・外国籍市民の市政参加・社 会参加と今後の懇話会のあ り方について
第 3 回 会議	平成 21 年 12 月 21 日（月） 午前 9 時 30 分から正午まで	京都市教職 員互助会館 おいけ	・教育問題について
第 4 回 会議	平成 22 年 2 月 17 日（水） 午前 9 時 30 分から正午まで	京都市国際 交流会館	・懇話会のこれまでの提言と 京都市の取組について ・平成 21 年度報告書の内容 について

## 2 調査・審議内容

### (1) 第 1 回会議

議題：外国籍市民施策懇話会のこれまでの総括と今後のあり方について

平成 10 年に設立された京都市外国籍市民施策懇話会では、外国籍市民が抱える様々な課題について審議を重ね、多文化共生のまちを目指して着実に取組を進めてきました。

平成 21 年度の懇話会では、懇話会が設立されてから 10 年以上経過し、外国籍市民を取り巻く環境が大きく変化していることから、また、平成 20 年度に京都市の国際化の基本指針である「京都市国際化推進プラン」が策定されたことから、そのあり方について見直しをすることとなりました。

第 1 回会議では、過去歴代の委員が集まり、現在の委員とともに、懇話会のこれまでの取組を振り返り、今後のあり方について議論しました。

#### 委員の主な意見

○10 年以上もの間、外国籍市民が抱える問題について活発な議論を続けてきて、問題が出尽くしている状況にあるのではないかと思う。問題を整理するために、これまで懇話会から市長に報告した提言がどの程度実現しているのかフォローアップし、実現していないのであればその理由を明確にする必要があるのではないか。

○外国籍市民が抱える課題について熟知している懇話会の委員が先頭に立って、国際理解教育の講師や外国籍市民に対する相談事業の相談員となり、外国籍市民の支援を行っていくことが必要ではないか。

○懇話会の設立当初は、外国籍の人を日本国籍の人と同じ市民として位置づけて施策を行っていくことが重要であったが、近年は、日本国籍取得者や日本人との国際結婚により生まれた子ども、中国帰国者等が増加しているので、今後

はこうした外国にルーツをもつ人々も施策対象としていかなければならない。  
○市議会に外国籍市民の意見に関心を持ってもらうことが必要である。市議会議員に懇話会を傍聴してもらい、または外国籍市民議員懇話会をつくってもらい意見交換を行う、というようなことができないか。  
○現在の懇話会は要綱に基づき設置されているものだが、条例に基づく懇話会に格上げできないだろうか。  
○日本の植民地支配の結果生じた様々な事情によって日本に居住することになった、あるいは日本で生まれた在日韓国・朝鮮人（オールドカマー）と、自分の意思で来日した新定住外国人（ニューカマー）は抱える問題も異なるので、別々に議論するべきではないか。  
○懇話会でオールドカマーとニューカマーの問題を一緒に議論することで、オールドカマーが培ってきた経験をニューカマーが受け継ぎ、お互いの知識を共有する場とすることができると思う。  
○現在の懇話会の委員は高学歴の人が多く、日本語ができない一般の外国人も参加できる仕組みにしていくべきではないか。  
○ホームページによる発信やニュースレターの多言語化など、情報発信を強化する必要がある。また、京都市の国際化の方向性を示す「京都市国際化推進プラン」も多言語化して発信していく必要がある。

## （2）第2回会議

議題：外国籍市民の市政参加・社会参加と今後の懇話会のあり方について

外国籍市民にとって暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、市政に外国籍市民の声を取り入れ、反映させていくことが重要です。また、外国籍市民と地域との交流を促進し、外国籍市民の社会参加を進めていくことが必要です。

京都市では、外国籍市民の市政参加を促進するため、平成10年度に京都市外国籍市民施策懇話会を設置し、市政に外国籍市民の意見を反映させてきました。また、京都市が設置する他の審議会においても、外国籍市民の委員への登用を進めているところです。

京都市職員の採用においては、平成13年度の採用試験から、一般事務職と一般技術職及び学校事務職について国籍要件を緩和し、外国籍市民も消防職以外の全職種に就くことができるようになりました。

一方、外国籍市民の社会参加を促進し、市民同士の交流を深めるために、地域での様々な活動への参加意欲を持っている外国籍市民が活躍できる仕組みについて検討しているところです。

第2回会議では、外国籍市民の市政参加と社会参加の問題について議論しました。また、外国籍市民の市政参加の方法の1つである懇話会の今後のあり方について、第1回会議の議論を踏まえながら意見交換を行いました。

### 委員の主な意見

○多くの外国人は、外国人しかできない、あるいは日本人が好まない労働やボランティア活動に従事し、「外国人枠」の中で生活している。このため、日本

語が身につかず、日本社会への参加も進まない。この問題には国レベルで対処していかなければならないが、京都市でも外国人の日本語習得に対する支援をもっと充実させてほしい。

○日常会話レベルの日本語を習得するだけでは十分でないので、もっと高度な日本語まで習得できる講座を実施してほしい。また、外国人の中には日中は働いているため時間がとれない人や、授業料が高くて語学学校には通えない人も多いため、そうした外国人でも日本語を学習できる場所が必要だと思う。

○永住外国人の地方参政権の問題については、国の動きに合わせて、地方からも政府に対して参政権付与に賛成の意思表示をする必要があると思う。

○市職員の採用については、外国籍の人の採用を一層進めるとともに、「公権力の行使に該当する業務」や「公の意思形成に該当する職」の範囲について見直しを行い、外国籍の人が就くことができる業務や職を拡大していく必要があるのではないか。

○消防士は子どもたちのなりたい職業の上位に常にくるのに、外国籍の人はなれないことを残念に思う。

○市役所において本名を名乗りやすい職場環境づくりを進めて、外国籍の人に市職員になろうとする積極的な意欲を持ってもらうことも重要だと思う。

○外国籍市民の審議会委員への登用を促進するため、外国籍市民にぜひ委員になってほしいと希望する審議会を増やすとともに、外国籍市民のうち優れた能力をもつ人の人材バンクをつくり、審議会に売り込みしていくことが必要ではないか。

○今後の懇話会では「多文化共生」を明確に打ち出すとともに、外国人の人権を守るセーフティネットの役割を果たしていく必要がある。当面の問題としては、出入国管理及び難民認定法と住民基本台帳法の改正に伴って、これまで在留資格を持っていなくても行政サービスを受けることができていた外国籍市民が直ちに行政サービスを打ち切られることがないように見守る必要がある。

○日本語ができない外国人も懇話会の委員になることができるようにしてほしい。または、懇話会とは別に、年に1回、市長と日本語ができない外国人とのサミットを開催することはできないだろうか。

### (3) 第3回会議

議題：教育問題について

現在市内には、4校の民族学校と2校のインターナショナルスクールがあります。また、市立小中学校にも、外国籍の子どもと、日本国籍取得者や二重国籍の子どもなど、日本国籍であるけれども外国にルーツをもつ子どもが在籍しています。このような外国籍及び外国にルーツをもつ子どもの教育に関する課題は今後ますます多様化していくものと考えられます。

京都市では、外国人児童生徒の在籍状況や取り巻く環境が多様化している現状を受けて、平成19年度に「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査」を実施しました。その調査結果を踏まえ、平成4年策定の「京都市立学校外国人教育方針」を補足する通知を平成20年度に行い、在日韓国・朝鮮人児童生徒に対する取組については、在日韓国・朝鮮人児童生徒と同じ背景をもつ日本国籍の児童生徒や他の外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に広げて取組

を進めていくなど、外国人教育のさらなる推進を図っています。

また、平成 21 年度には市内在住の小学生が韓国・朝鮮の文化や言葉等を学ぶことができる「京都市土曜コリア教室」を開始し、さらに市立小中学校が多文化共生を目的とし、授業や課外活動において外国人の講師とともに活動することを通して、児童生徒が多様な言語や文化にふれることができる「多文化学習推進プログラム」を開始するなど、多様化に対応する新たな取組を進めているところで

第3回会議では、オールドカマーの教育問題、ニューカマーの教育問題、多文化共生教育について議論しました。

#### 委員の主な意見

○外国人学校への私立学校助成制度や指定寄付金制度等の適用等を政府が認めることを要請するよう、市議会に働きかけてもらいたい。外国人学校の処遇が改善されるまでの間は、京都市の裁量で、財政的支援の配慮をするとともに、民族学校に通う児童生徒の安全保障の問題にもっと関心を持ち、積極的な対策を講じてほしい。

○外国人児童生徒に日本語指導を行うことも重要であるが、日本語指導だけではアイデンティティが形成されないので、ルーツとなる文化や言葉を学ぶ機会を提供することにも力を入れてほしい。

○京都市では日本語指導や通訳ボランティアの派遣など、様々な取組を進めているが、教員の個人的努力に頼っている部分が多く、体制としては不安定なので、対応できる教員の育成に努める必要がある。

○母語（継承語）教育の充実を図るべきである。母語の維持、学力に結びつく指導という役割と目的を明確にする必要があるのではないか。

○高校進学する際に、中国帰国者のための特別枠はあるものの、それ以外の子どもたちを対象とする枠がないために、特に非漢字圏の子どもたちの進学が困難になっているので、中国帰国者以外の特別枠を設ける必要があるのではないか。

○外国人児童生徒の受入れに負担を感じている学校の先生と、多文化的背景を持つ子どもを公立学校に通わせることに不安を抱えている保護者が一堂に集まり、対策を考える場を設定するべきだ。

○生涯学習の場でも多文化共生教育を進めていくために、図書館や博物館などの既存の公共施設で、多文化の視点を盛り込んだイベントが実施できないだろうか。また、多文化共生プログラムを実施できる新たな拠点が必要ではないか。

○学校ですべての課題を解決することは難しいので、地域と家庭も含めた生涯学習全体の中で多文化共生教育を行っていくことが大切であり、個別に存在している人材や資源をつないで系統的に生かしていく、コーディネーターが必要である。

○多文化共生教育を進めるコーディネーターを制度化していくために、すでにコーディネーターの役割を果たして活動している教員やNGOのスタッフが出会い、学ぶことができる場づくりをしていく必要がある。

第3回会議では、12月4日（金）に民族学校に対して外国人の人権を侵害する言動があった問題についても取り上げました。

#### 委員の主な意見

○外国人の人権を侵害する行為であり、子どもが受ける教育に対する妨害行為である。懇話会として事実確認したうえで何らかの対応をするべきだ。

○「多文化共生社会」ということが叫ばれているが、外国人に対する差別状況は改善されておらず、むしろ強まっていると思う。京都市には、外国人の人権を保障する基本法及び差別撤廃法の制定を政府に要請する議決が市議会で可決されるよう努力してもらいたい。

○政府は「人種差別撤廃条約」や「児童の権利条約」に批准している。その内容について京都市の職員が知っておくべきである。

※ この問題を受けて、2月15日（月）、懇話会から京都市長に対して緊急申入れを行いました。

緊急申入れ書は11ページを参照。

#### （4）第4回会議

議題：懇話会のこれまでの提言と京都市の取組について

第4回会議では、懇話会のこれまでの提言とそれに対応する京都市の取組について、市政参加、教育、就職・住宅、福祉・防災、留学生、情報提供・相談の各分野ごとに総括と評価を行いました。

また、今年度審議した内容を振り返り、懇話会から市長に対して提言する内容について意見交換を行いました。

#### 委員の主な意見

○地方参政権の問題は、懇話会でも議論するべきである。国が外国人に対して参政権を付与する方向に向かうよう懇話会からも声を上げるべきだと思う。

○緊急申入れでは外国人児童生徒の安全を守ることについて十分言い足りなかった思いがあるので、今年度の提言で、子どもたちが安全に安心して学校で学べるよう推進することを再度提言してもらいたい。

○ニューカマーの子どもたちの高校進学について、中国帰国者以外の特別枠を設けるよう検討してほしい。

○医療や福祉、相談事業など、すでに行われている制度を京都に来てまもない外国人でも利用しやすいように、制度についての情報提供を充実させるとともに、利便性を向上させていく必要がある。

○就学生の在留資格がなくなって留学生に組み込まれるようだが、留学生を増やすために数を水増ししているだけ、就学生特有の問題が見えにくくなるだけという気がしてならない。

○多文化共生を目的とするコミュニティスペースを設けることについて、新しく施設をつくることは予算面で難しいとしても、統廃合される学校の跡地等を利用すれば予算もそれほどかからないので、1つの方法として考えてほしい。

○京都府国際センターと京都市国際交流協会は同様のサービスを提供しているので、連携をもっと密接にし、無駄なく効率よく外国人にサービスを提供すべきだ。

○出入国管理及び難民認定法の改正により外国人にとって不利な状況になるのではないかと不安に感じている人が多くいるので、京都市でも状況を確認し、啓発活動を行ってほしい。

○イスラーム圏の人々が増えてきているので、学校教育の場、特に保育所や小学校の給食の場でイスラーム圏の子どもたちに対する宗教的配慮を行ってほしいと思う。

### 3 提言

以上、全4回の審議を踏まえて、今後の市の施策について、次の提言を行います。

#### 提言

- ① 外国籍市民の市政参加をより推進するため、公権力の行使に該当する業務や公の意思形成に該当する職の見直しを検討すること。
- ② 審議会の委員の募集について周知方法を工夫するとともに、外国籍市民の人材バンクをつくり各審議会に推薦するなど、外国籍市民の審議会委員への登用を進めること。
- ③ 日本が批准している人種差別の撤廃に関する国際条約や児童の権利条約の内容を市職員や市民に周知するなど、外国籍市民の人権保障のための啓発活動を強化すること。
- ④ 外国人学校の児童生徒をはじめ、文化的、宗教的に配慮が必要な児童生徒が京都市で多く学んでいることを踏まえて、こうした児童生徒が安全に安心して教育を受けることができるよう取り組むこと。
- ⑤ 生涯学習の中で多文化共生について学ぶことができるよう、市民に身近な施設で多言語や多文化に触れることができる取組を推進すること。
- ⑥ 外国籍及び外国にルーツを持つ児童生徒の受入れや多文化共生教育を円滑に進めることができるよう、教員、保護者及びNPO等の関係者が一堂に集まり、連携して取組を考えることができる場を設けること。

今年度、今後の懇話会のあり方について審議を重ねた結果、平成22年度から、「京都市外国籍市民施策懇話会」は「京都市多文化施策懇話会」に名称を変え、外国籍市民だけでなく、日本国籍取得者や国際結婚により生まれた子ども、中国帰国者等、外国にルーツをもつ市民も対象とする会議として生まれ変わることとなりました。



## 4 委員の意見

### 水野直樹座長

6年にわたって座長をつとめました。委員のみなさんが活発に発言をしてくださったので、司会役としてはたいへん助かりました。それだけ、言いたいこと、望んでおられることが多いからだと思います。司会のまずさから、時間を延長して会議を続けることもありました。事務局の方々には迷惑をかけてしまいました。これだけ熱心な会議はあまりないのではないかと思います。ご多忙とは思いますが、市長も一度参加され、みなさんの意見に耳を傾けてもらえれば、と思います。

### 高田光治委員

今期2年間の外国籍市民施策懇話会では、外国人女性の抱える問題や子育ての問題、多文化共生への市民の意識啓発、外国籍市民の市政参加・社会参加、教育問題などが話し合われたが、これらの問題の把握や解決には、制度等の整備や情報の提供だけでなく、外国籍市民や多文化的背景を持つ市民に寄り添い、悩みを聞きながら解決の手立てを共に考えていける支援者や理解者、隣人の存在が大切であることを強く感じた。

懇話会の場でも、そうした人材の募集があれば参加し活動することを申し出られた方もあった。

情報提供や活用可能な資源の充実だけでなく、地域での理解を深める上でも多文化的背景を持った市民に寄り添い、人と人をつなぎながら課題解決を図る人材の発掘や育成、活用が、京都が目指す多文化が息づくまちづくりの実現にとって重要であり、今後はそのことを多くの人に伝えていきたい。

### 十倉良一委員

2008年10月から6期委員を務めました。他の委員が外国籍市民としての経験や見識、問題意識をきちんと持っておられる中で、自身の力不足を感じておりました。出席を重ね、各委員の意見に触発されました。

その1つは、東九条に「多文化共生村」を創っては、という提言です。多文化共生市民がつどい、議論し、民族文化活動の練習場にもなる。在日コリアンの汗と涙と笑いがしみ込んだ地域こそ、さまざまな事情を抱えた外国人を迎えるのにふさわしいと思います。

気になっていたのは、京都市内で4番目に多いフィリピン国籍の人が懇話会に参加していないことでした。国際結婚の破綻や子どもの教育問題で悩むフィリピン女性を、どうサポートするのか。委員になって意見を市政に反映してもらうために、日本語能力の条件を緩和してもいいのではないのでしょうか。外国籍の人を包み込む社会に向けて、議論を深める必要があります。

### 朴实委員

今期で3期6年間の任期を無事終えることが出来ました。

私は外国籍者が最も多く住む東九条に「多文化交流・共生施設」を強く求めてきましたが、まだ実現していません。東九条では毎年11月に「東九条マダン」が開かれ、今年で18回目を迎えます。地域の多文化交流を象徴する祭りとして、年々盛んになっています。しかし、子どもたちが楽器を練習する場所もなく、毎年製作される美術作品などを保管する場所也没有。他にも、外国籍者の相談窓口がありません。京都市の財政事情から新規事業は困難な面もありますが、近年、小・中学校の統廃合により、使われなくなる学校施設などを利用すれば、財政負担も軽減されると思います。

是非、東九条に「多文化交流会館（仮）」実現をお願いします。

最後に、この6年間懇話会の委員になり、多くの民族・国籍の方々と知り合い交流を深められたことを感謝申し上げます。

### リリアン・テルミ・ハタノ委員

委員を三期務めた。「多文化共生」が様々な場面で語られてはいるものの、ニューカマーの視点から考えると、改善されるべき課題がまだまだ多く残っていることが心残りである。

ニューカマーの子どもの受入れ態勢には改善が見られた。だが、例えば日本籍の子どもの高校進学率が95%以上ある一方で、外国籍の子どもの進学率は不明であるなど、実態とニーズの把握が不十分な点も少なくない。高校進学特別枠の対象を「帰国者」以外にも拡大するなど、さらなる改善の余地もある。子どもたちのあらゆる可能性を开花させるための制度改善を期待したい。

また、中学校を訪問して、子どもたちの背景の多様性が尊重される環境づくりの必要性を痛感した。その象徴が、民族名を学校現場で名乗られるような環境づくりであるが、それには子どもたちが安心して名乗れる環境が保障されなければならない。多様な名前の受容は、多文化共生社会の成熟度を測るバロメーターなのである。

### 成大盛委員

これまでの2年間を顧みると、むなしい気がします。というのは1965年に入国管理局の高官が「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと勝手」と述べていて日本政府の姿勢は今も基本的に変わっていない状況のなかで、何ら根本的な解決策が講じられないまま時間が過ぎ去ったからです。それどころか『国際人権条約を始め、人種差別撤廃条約、児童の権利条約など外国人の人権に関する国際条約の精神を市の施策に活かし、市民としての権利が尊重される、差別のない人権尊重の環境づくりを進める』この京都で、排外主義的騒動が昨年末（12/4）、今年初（1/14）二度も京都朝鮮第一初級学校前で起こされ、3月6日には在日同朋一世のデイサービスの拠点であるNPOエルファまで『在日一世は密入国者だ』と攻撃してきました。懇話会委員の2年間は何だったのか？！と忸怩たる思いですが、今後の国際推進プランの着実な実行を期待します。

### 孫美幸委員

二期四年間委員を務め、私は主に公立学校における多文化共生教育のあり方について提言を行ってきた。今期は特に、京都市の財政状況が危機に瀕している中でも、多文化共生教育を実施する学校に対して予算が配分されたり、外国人教育基本方針に新たな追加項目が補足されたりするなど、大きな前進が見られた。

私が一貫して主張してきた、多文化共生教育に関わるコーディネーターの育成についても、京都市で具現化されていく最初の一步として、NPOのスタッフや学校の教員が一同に会する場の設定が提言の中にまとめられたことは大きい。今後は、ここから更にどう発展させていくかを議論していく必要がある。

また、生涯学習として、京都市のさまざまな施設で多文化の視点からプログラムを実践していくことも考えていかなければならない。これについては、今後予定されている国際文化交流大使の活動を通して、少しずつ京都市で発展していくことを期待している。

### 韓相敦委員

私は今年の6月で丸4年、日本で生活していることになる。偶然のきっかけで京都市外国籍市民施策懇話会委員になった。しかも一人の委員が欠員になって、残りの一年間の任期で委員を務めることになった。

2009年度の議題は教育問題と地方参政権であった。地方参政権の問題は本委員会の提案により京都市が承認しても解決できない問題だと思う。なぜなら、それは国会の同意が必ず必要だからだ。ゆえに、京都市が外国人のために小さな不便を解決することはできても、根本的なことは解決することができないという限界を持っているというのが現実ではないかと感じている。

私の任期は1年間という短い期間だったが、この委員会は長い間多くの成果を出してきていると思った。けれども、外国人が日本で生活しやすくするために改善すべき根本的な問題はほとんど京都市の権限外のことであり、予算の問題があるのではないかと思う。

### 趙没名委員

この2年間、懇話会の委員の皆さんと一緒に、京都市の外国籍市民施策について多分野にわたり話し合い、議論をしてきました。そのなかから多くのことを学び、問題意識も深まりました。また、より複眼的に市政を見ることができるようになりました。活動から得た感想を主に以下の4点にまとめました。

その1、委員達の意見や考えは、ケースによってそれぞれ違っても、願いは同じです。それは、「わが京都をよりよいまちにしていきたい」ということです。

その2、施策への思いや願いは、すべてが市長への提言、あるいは施策に反映されることがなくても、根気強く主張し、諦めないことです。

その3、施策が年々充実されてきています。しかし、施策として実施されても浸透させることが難しく、とりわけ、行政の執行機関や教育の現場、地域では、一層困難を抱えていると実感しました。

その4、どんなに素晴らしい施策であっても、実効性がなれば「絵に描いた餅」になってしまいます。外国籍市民が求めているのは、「花より団子」です。今後、現場に対する指導と研修をより強化するとともに、構造化した取組みを行っていくことが必要となります。

### 馬嘯委員

2008年から、外国籍市民、そして留学生として京都市政へ進言したいという意欲から懇話会の委員に応募し、二年間懇話会に参加してきました。

最初は、外国で生活する人として、主に生活補助や生活安全の話題を取り上げるだろうと思っていたが、実際、社会の本当に様々な問題や現象をこの懇話会で議論する事ができて、感謝とともに感心しています。

同じ外国人という名目下に、人種や宗教や歴史背景から、本当に沢山の問題が実在し、そして、早急に解決しなければならないと思いました。

「多文化共生」という言葉は最近では、流行の言葉にもなりつつあります。これから、懇話会もその名に変更しますが、京都にいる外国人として、京都の多文化の交流が深まる事に非常に期待感があります。

「多文化共生」というのはいろいろな人間の生き方が共に存在する社会の中で、様々な困難や課題を乗り越える信念を持って、人々が自分らしく生きる事を意味していると考えています。

私はこれから、元留学生という身分で、引き続き留学生が直面する生活面の課題や安全面の課題に取り組むと同時に、留学生が卒業し、学校から離れ、社会人として社会へ融け込んで行く途中に感じた事や難題を、これからの任務として頑張っていきたいと思っています。

### ギュレチ・セリム・ユジェル委員

年間 5 千万人ほどの国内外からの観光客が立ち寄り、多くの外国人が好んでこの街の市民となっているのは、京都の寛容さと穏やかさの象徴でもあると考えます。京都市長の、世界文化都市京都を地球人なら誰でも幸せにくらせる街にしていきたいという決意を知り、その諮問委員会として設けられた本懇話会の委員に申し込みました。

この委員会では、「オールドカマー、ニューカマー」の外国籍京都市民が抱えている諸問題を出し合い、いかにして解決できるかについて考え、また、日本籍京都市民との融合および友好関係の構築と継続について意見交換をし、市長に対して提言を行ってきました。私は、特に、市内在住の 1000 人を超えるイスラーム諸国出身市民を代表し、イスラーム教徒の市民にとっての保育、教育、医療など、より良い生活環境の構築に言及し、提言をしてまいりました。これからも「地球平和そして市民みんなの京都」を目指す京都市長の役に立っていけるよう努力していきたいと思っています。

### ハッカライネン・ハヤサキ・ニーナヘレナ委員

京都市の多文化共生は少しずつ進んでいますが、他の自治体と比較すると、改善の余地がまだ沢山あることも事実です。特に、京都市の公立学校での、海外で生まれ育った子供に対する学習支援は遅れています。兵庫県ではこのような児童のために子ども多文化共生センターが設立されています。京都市でもこのようなセンターの必要性を感じています。

さらに、京都市民はまだ外国人に対して閉鎖的です。日本籍市民と外国籍市民の対話の場が必要です。そこで、市長に是非主役になって、このような対話の場を作っていただきたいです。多様性は新しい文化を生み、発展の可能性を広げます。外国籍市民は今までどのように京都の発展に貢献してきたか、そして、これからどのように貢献していけるかに重点を置き、外国籍市民の人的資源、経験、スキルが十分に生かせる風土づくりが必要です。そのためにも、行政が支える、市民同士の対話の場を是非実現していただきたいです。

2010年2月15日

京都市長 門川 大作 様

京都市外国籍市民施策懇話会  
座長 水野 直樹

## 申 入 れ

京都市外国籍市民施策懇話会では、京都市における外国籍市民の市政参画を推進し、共に生きる社会を築くに当たり、外国籍市民に関する諸問題について幅広い観点から議論しています。

2009年12月21日に開催した平成21年度第3回会議では、「教育問題について」の審議を行いました。審議内容については、例年同様、今年度のすべての審議を行った後に報告書としてまとめ、市長に提出する予定ですが、本件については、早急に対応していただく必要があるため、下記のとおり申し入れます。

## 記

最近、京都市内で、民族学校に押し掛けて、「民族学校は日本から出て行け」などと主張するグループの行動が見られました。このような言動は、外国籍市民に対する嫌がらせであり、外国籍の子どもたちの教育を受ける権利を脅かすものと言わねばなりません。このような状況が生まれていることについて、私たちはたいへん憂慮しております。

については、京都市において、次の点について十分な施策を至急検討・実施していただくよう、京都市長に提言します。

- 1 外国籍市民に対する差別をなくすための啓発活動、市職員に対する研修を強化すること
- 2 「京都市国際化推進プラン」に記されているように、「外国籍市民が暮らしやすく、活躍できるまちづくり」を着実に推進すること

## 京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査し、又は審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、京都市外国籍市民施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 外国籍市民施策に関すること
- (2) その他市長が必要とする事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する外国人登録者から選出することとし、委員の資格及び方法は、総合企画局長が定める。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任されることができる。
- 6 委員は、特定の国、民族及び地域等の外国籍市民を代表するものではない。

### (座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

##### (任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、任期は、平成12年3月31日までとする。

##### (経過措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 京都市外国籍市民施策懇話会第6期委員名簿<sup>(敬称略)</sup>

	氏 名	職名又は国籍（出身地）
指名委員	高田光治（タカダ・ミツハル）	京都ユースホステル協会担当理事
	十倉良一（トクラ・ヨシカズ）	京都新聞社論説委員長
	朴実（パク・シル）	元東九条マダン実行委員長
	リリアン・テルミ・ハタノ *	甲南女子大学准教授
	水野直樹（ミズノ・ナオキ）◎	京都大学人文科学研究所長
公募委員	成大盛（ソン・テソン）	[韓国・朝鮮]
	孫美幸（ソン・ミヘン） *	
	韓相敦（ハン・サンドン）	
	趙没名（チョウ・メイミン） *	[中国]
	馬嘯（マ・ショウ）	
	ギュレチ・セリム・ユジェル	[トルコ]
	ハッカライネン・ハヤサキ・ニーナヘレナ *	[フィンランド]

◎は座長， \*は女性委員

○任期は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間

○指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱

○公募選出委員は外国籍市民から公募により選出

京都市外国籍市民施策懇話会  
2009（平成 21）年度報告書

2010（平成 22）年 3 月発行

京都市外国籍市民施策懇話会  
事務局：京都市総合企画局国際化推進室  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町 488 番地  
TEL075-222-3072 FAX075-222-3055